

令和2年5月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和2年5月26日(火) 開会 17時00分
閉会 17時57分

場 所 大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
川崎 栄一 教育委員
議事録署名委員 山本 隆正 教育委員

教育部 稲尾 隆 教育部長
末田 信也 次長兼教育政策課長
杉原 勉 次長兼スポーツ健康課長
北村 俊雄 学校教育課長
矢野 義知 社会教育課長
吉田 浩之 教育政策課参事
志賀 貴代美 学校教育課参事
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長
姫野 賢一 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

- 議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 令和2年度一般会計補正予算案(第3号)について【議第39号】
※非公開
第3 別府市スポーツ推進委員の委嘱について【議第40号】
第4 令和2年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱について
【議第41号】 ※非公開
第5 別府市社会教育関係団体の認定について【議第42号】

- 報告事項 (1) 寄附受納について【報告第8号】
(2) 別府市立学校に勤務する県費負担教職員在宅勤務実施要領について
【報告第9号】
(3) 教育長による事務の臨時代理について【報告第10号】
(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る別府市立幼稚園、小中学校の
対応について【報告第11号】

- その他 (1) 6月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和2年5月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は山本委員さんをお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、大会議室での開催といたしました。

また、議事日程第2、議第39号 令和2年度一般会計補正予算案（第3号）について、並びに議事日程第4、議第41号 令和2年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱について、につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、教育委員の皆様、よろしいでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 なお、議事進行上、この2件を最後にいたしたいと思っております。

◎ 別府市スポーツ推進委員の委嘱について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第3、議第40号 別府市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

次長兼スポーツ健康課長 それでは資料の5ページをお開きください。議第40号につきまして、規定により議決を求めるものでございます。

6ページをご覧ください。上から順に読み上げてご説明させていただきます。まず経緯につきまして、前会長から辞任届が昨年11月15日付で提出されまして、それを教育委員会で受理いたしました。その後、スポーツ推進委員は定員40名から1名減の39名のまま活動を続けてきました。年度が変わりまして、令和2年度は推進委員任期のうち2年目にあたることから、前会長の辞任によって欠員になった学識経験者の枠の補充をいたしたいと考えております。委嘱人員につきましては1名です。参考までに、スポーツ基本法の第32条を記載しておりますのでご覧ください。

任期でございますが、令和2年6月1日から令和3年の3月31日までです。参考までにスポーツ推進委員に関する規則を記載しておりますが、前任者の残任期間ということをお願いしたいと思います。候補者につきましては、一丸哲也さん、年齢65歳で市内扇山在住の方です。中学校で保健体育の教員を務めておりました、その後、青山中学校の校長で退職、少年自然の家「おじか」所長等を歴任して、現在は別府大学に勤務をされております。以上、ご提案申し上げます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。
特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第40号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第40号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 別府市社会教育関係団体の認定について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第42号 別府市社会教育団体の認定についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 ご説明いたします。議第42号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

14ページをお開きください。今回、令和2・3年度の別府市社会教育関係団体の認定申請につきましては、54団体でございます。なお、15ページに別紙といたしまして、申請団体の一覧をつけております。前回、平成30・31年度の別府市社会教育関係団体の認定申請件数は59団体ございました。今回、継続の申請団体が53団体でございます。今回申請しなかった団体につきましては6団体ございまして、団体名につきましては、記載しているとおりでございます。また、未申請の理由といたしましては、活動を休止している、団体が解散したため、といった理由になります。今回新たに申請をした団体は1団体で、団体名は「本條秀精会」（ほんじょうひでせいかい）とお読みします。活動目的といたしましては、日本古来の伝統芸術である民謡・三味線を通して、芸術文化の向上と地域社会の向上と発展に寄与する、となっております。なお、会員数につきましては20名でございます。

15ページです。令和2・3年度の別府市社会教育団体として、申請がありましたすべての団体、54団体を認定したいと考えております。なお、別府市社会教育委員の方々には、書類審査ですべての委員の方から認定については異議なしということでご意見をいただいております。以上でございます。

す。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

小野委員 会員数が多いところと少ないところがあるのですが、何名以上というような決まりはあるのですか。

社会教育課長 別府市社会教育団体の認定に関する要綱というものがございまして、その中に、団体の構成員については10名以上で構成するというように決められております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第42号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第42号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告第8号、寄附受納についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは寄附受納についてご報告いたします。
22ページをお願いいたします。今回、社会教育課関係といたしまして、寄附をいただいた件数が11件ございます。いずれも別府市美術館に対する寄附でございます。
お配りしております別冊に、それぞれの作品の写真と資料を掲載しておりますので、そちらを見ていただきながらご説明させていただきます。まず1番、絵画「思想」竹内秀美様からいただきました。この作品につきましては、平成16年の第47回別府市美術展におきまして、市長大賞をとった作品でございます。寄附者の竹内秀美様は、今年の3月にお亡くなりになりまして、ご本人のご意向ということで、ご家族からご寄附いただいております。
続いて2番から11番の10点の作品を、大蔵善雄様からいただいております。これらはすべて木版の作品です。写真の1つ目が「ふくろう」という作品です。2番目が「鳥1」という作品。続いて「大分の民謡 もうもう好かん」という作品でございます。続いて「大分の民謡 猿とお地蔵様」、その下が「日田祇園山鉾本能寺の変」、「大分の風景 海辺のまち」、次のペ

ージにいきまして「大分の風景 院内鳥居橋（冬）」、続いて「大分の風景 両子寺仁王像」、下にいきまして「大分の祭り 湯布院蝗攘祭」、最後が「修正鬼会」という作品でございます。

なお、今回ご寄附いただきました 11 点につきましては、現在別府市美術館の収蔵庫に保管しておりまして、美術館では来年 3 月を目途に、展示会を開催する予定としております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。それでは特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ 報告事項（2）

寺岡教育長 次に報告第 9 号、別府市立学校に勤務する県費負担教職員在宅勤務実施要領についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

学校教育課長 それではご報告いたします。
議案書 25 ページからが実施要領になっております。この実施要領は、県立学校において 4 月 2 日より施行されたことを踏まえまして、別府市においても作成をいたしました。この要領作成の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の予防が必要な教職員の在宅勤務に関し、必要な事項を定めるものでございます。基礎疾患等があり重症化の恐れがあり、所属長が在宅勤務の必要性があると認めた県費負担職員が対象となっております。別府管内の他市町村におきましても同様の要領が定められている現状でございます。なお本実施要領は 5 月 15 日から施行しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 これは有給ですか、無給ですか。

学校教育課長 これにつきましては勤務と認められますので、有給となっております。

川崎委員 今、実際に在宅勤務をされている方はいらっしゃいますか。いらっしゃるのなら、どのようにされているんですか。

学校教育課長 現在別府市内には、1 名の小学校の教職員がこの申請をしております。妊娠されているということで、この制度を利用しております。内容の詳細については、今手元にはございませんが、在宅でもできる教材や指導計画の作成といったことが行われております。

寺岡教育長 その他ございませんでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ 報告事項（3）

寺岡教育長 次に報告第 10 号、教育長による事務の臨時代理についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 それでは 33 ページをお願いいたします。報告第 10 号、教育長による事務の臨時代理についてでございます。本件につきましては、去る 5 月 8 日に行われました市議会臨時議会に提案した予算でございます。

35 ページをご覧ください。上から 2 番目の事業コード 1349、小学校の I C C T 環境整備に要する経費の追加額 1,955 万 2 千円でございます。臨時議会に提案した補正予算につきましては、教師 1 人に 1 台のタブレット端末を購入する予算でございます。この予算計上の背景につきましては、後ほどの議題で改めてご説明いたしますが、この間、定例教育委員会において説明してまいりました、児童生徒に 1 人 1 台のタブレット端末を整備いたします、いわゆる G I G A スクール構想の計画が、今回の新型コロナウイルスの長期化によりまして、前倒しする予算が 4 月 30 日の国会で成立したことによりまして、児童生徒 1 人 1 台の端末を導入する事業につきましては、当初の国の計画では、令和 2 年度から令和 5 年度にかけて段階的に整備する計画としておりましたが、今回の新型コロナウイルスの拡大による休校措置の長期化によりまして、4 年間で整備する計画を今年度 1 年間で整備する計画へと変更になりました。この変更を受けまして、別府市では児童生徒よりも先行して教師に端末を先に導入し、教師に対する活用研修やスキルアップ等を図っていきたいと考えまして、臨時議会に提案させていただきました。また、G I G A スクール構想の前倒しによりまして、今後全国の自治体から端末の発注が集中して、増加することが予測されますので、入手が遅れることも十分に推測されることから、今回の臨時議会に予算を計上しまして、授業現場に遅れが生じないようにしたいという狙いもございました。

予算の内訳につきましては、小学校教師用端末 270 台分と、研修を含む設置支援委託料を計上しております。続きまして下の表の下段、事業コード 1350 中学校の I C T 環境整備に要する経費の追加額 1,216 万円を計上しております。こちらにつきましても小学校と同様、中学校の教師用端末 170 台の予算と、設置費用等の関連委託料を計上しております。教育政策課関係は以上でございます。

次長兼スポーツ健康課長 それでは 35 ページをお開きください。学校管理費の 0554 事業、小学校の保健衛生に要する経費の需用費で、消耗品費として新型コロナウイルス感染症予防対策のための追加補正ということで、各学校に配布する消毒用ハ

ンドソープ、消毒液等の購入費として 691 万 1 千円を計上いたしました。また、その下の 0567 事業、中学校の保健衛生に要する経費として、同様の内容の消毒液等を購入、さらにその下の 0589 事業、幼稚園の保健衛生に要する経費として、こちらにもマスク、消毒液、石鹼、さらに幼稚園に関しては、各教室に 1 台ずつ空気清浄機を購入ということで予算を計上しております。一番下の事業番号 0666 と 0668 ですが、こちらは小学校と中学校の給食を中止しましたので、その分に係る経費を事業者に補填する予算として計上しております。なお、こちらにつきましては、保健衛生に要する経費、また給食に要する経費は、国より補助をいただいておりますので、歳入のほうにも計上させていただいております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 この教師用のタブレットは、メーカーとか機種とかはどのようになるのでしょうか。

次長兼教育政策課長 昨年の 12 月に文科省が公開いたしました G I G A スクール構想の実現標準仕様書というものがああります。そこで推奨されておりますのは、OS については大手 3 社を推すとなっております、Microsoft の Windows、それから Google の Chromebook、そして Apple の iPad の 3 種類となっております、この中から選択というふうを考えております。

山本委員 確定はしていないんですか。

次長兼教育政策課長 児童生徒の端末につきましては、大分県のほうで共同調達という動きも出ております。県のほうは、Apple の iPad という流れになっておりまして、児童生徒につきましては別府市もその方向になるのではないかと考えております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、報告第 10 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、報告第 10 号は原案のとおり承認されました。

◎ 報告事項（４）

寺岡教育長 次に報告第 11 号、新型コロナウイルス感染症対策に係る別府市立幼稚園、

小中学校の対応についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

学校教育課長 別紙の「6月1日からの学校再開について」をご覧ください。報告第11号、新型コロナウイルス感染症対策に係る別府市立幼稚園、小中学校の対応についてご報告いたします。

本件につきましては、現在臨時休校中でありまして、5月18日から分散登校を実施している市立小中学校について、臨時休校期間を5月31日までとし、6月1日から学校を再開することについて、別府市教育委員会所管事務委任規則第4条第3項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同条第4項の規定によりご報告いたします。

なお、学校再開後6月末までの1か月間は、この資料にございますように座席の感覚を1.2メートル以上離して配席することや、教師がマスクとフェイスシールドを着用して授業を行うこと、また、給食につきましては、2週間程度簡易給食とするなどの対策を取りまして、感染防止の取組を各学校で徹底して行うことになっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。いよいよ6月1日から学校を再開しますが教育委員の皆様、この件について何かご指摘等ございますでしょうか。

川崎委員 学校再開について、期間が6月30日までとなっていますけど、7月以降も、ワクチン等が開発されないとこの状態というのが続くんじゃないかなと思うんですけど、どのような形で考えられていますか。

学校教育課長 7月以降の対策につきましては、状況を見て、またこの1か月間の取組を評価した上で、判断する必要があると考えております。

川崎委員 基本的には今の実施方法を続けていく形にならざるを得ないのかな、と私自身は認識していて、もし感染が起こったとなると、これだけでは足りないので、1か月間の取組を評価して、ということはあると思うんですけど、これをだんだんと発生以前に戻るといった形にはならないと思いますので、その辺を考えた上で判断していただければと思います。よろしくお願いたします。

山本委員 新型コロナウイルスの対策というのは、ここに書いてあるものだけでは不十分だと思うんですけど、ここに書いてあるのは、いわゆるソーシャルディスタンス非常に細かく書いているかなとは思いますが、感染対策としてのより基本的な部分になる例えば健康チェックについて、どういう基準を設けてやるのかとか、あとは換気、マスク、それから手洗いに関して、特に換気、手洗いに関してはどのような時間帯でどういうふうな手順をとっていかれるのか。マスクは当然常時着用、まあ体育の時間は除くとなっていましたかね、そういう細かいというか、これ以外の対策もあると思うんですけど、それはまた別に提示していくのかというところはいかがでしょうか。

寺岡教育長 健康チェック、換気、手指消毒、マスクの着用等々ですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 学校再開ガイドラインというものを作成いたしまして、学校における感染防止の対策というものを詳細に設定いたしまして、校長会議でも市内の学校に周知したところです。その中に、まず児童生徒の健康観察の徹底、朝体温を測って健康カードに記入して、それを持って登校する。教師のほうはそれをチェックした上で子どもたちを教室の中に入れる、そういった細かな感染防止の方法を定めまして、市内の学校には周知しております。

山本委員 先程言った換気とか手洗いですね。例えばうちの病院では全部時間を決めていて、放送を流して換気と手洗いは徹底する、ということをしているんですけど、ある程度の決まり事を作っていたほうが徹底されるかなというふうに思います。

学校教育課長 ご指摘いただいた点でございますが、ガイドラインの中では、換気については、可能な限り窓は開けておく、それが困難な場合には1時間に1回、5分から10分程度必ず開ける。また、手洗いにつきましては、登校直後、体育の授業後、外から戻ったとき、給食前後、トイレの後、そういったことを定めまして、児童生徒にも徹底したいと考えております。以上でございます。

山本委員 この徹底させるというのが、感染対策として一番難しいところなので、その辺がなあなあにならないというか、ぜひきちんと徹底できるようにしてください。

寺岡教育長 放送等で一斉に徹底するというようなことは各学校に任せるんですか。それとも一斉にやってくださいと指示をするのか、そういうところはいかがでしょうか。

学校教育課長 徹底をするということを学校で行うときに、放送で一斉にというようなことは学校には指示をしておりますが、そういう方法を取っている学校があるということは考えられます。

寺岡教育長 とにかく命を第一に考えて、徹底した取組を学校にお願いしたいということです。
その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、報告第11号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、報告第11号は原案のとおり承認い

たしました。

◎ その他（１）

【概要】 ※令和２年６月定例教育委員会の開催日程について、令和２年６月３０日（火）１７：３０より開催することが決まった。

◎ 令和２年度一般会計補正予算案（第３号）について ※非公開

寺岡教育長 ここからの議題は非公開となりますので、関係者以外の方は、申し訳ありませんがご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事日程第２、議第３９号 令和２年度一般会計補正予算案（第３号）についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 令和２年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱について ※非公開

寺岡教育長 議事日程第４につきましては、教育政策課、学校教育課関係者以外の方は、大変申し訳ございませんがご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事日程第４、議第４１号 令和２年度別府地区教科用図書採択委員会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和2年5月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

-
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。